

吹田市公告第3号

南千里庁舎事務室等移転業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年1月5日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名称 南千里庁舎事務室等移転業務
- 2 業務場所 吹田市佐竹台1丁目6番1号および吹田市佐竹台1丁目6番3号
- 3 履行期間 令和6年2月1日～令和6年3月31日
- 4 業務種類 業務委託
- 5 業務概要 南千里庁舎事務室等の総合防災センター等への物品等移動業務
- 6 予定価格 事後公表とする。
- 7 最低制限価格 設定しない。
- 8 入札回数 2回までとする。
- 9 入札保証金 吹田市財務規則第98条に基づき免除。
- 10 契約保証金 契約金額の10%以上
- 11 支払条件 (1) 前払い 無し  
(2) 部分払い 無し
- 12 契約不適合責任期間 なし
- 13 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしていること。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）（以下「資格者名簿」という。）記載事業者であり、参加希望種目「117 運搬請負・保管」を希望順位の第1位として登録していること。
  - (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 本市の資格者名簿（物品等各種契約部門）に記載後、1年を超えている者であること。
- 14 入札参加資格確認及び申請
  - (1) 本入札参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、次

の(2)に示す資料を所定の日時、及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

- ア 入札参加資格確認申請書 ————— 様式1
- イ 参加資格確認結果通知先 ————— 様式2
- ウ 誓約書 ————— 様式3

(3) 申請書、誓約書及び設計図書等の交付方法及び申請受付場所

ア 交付方法

吹田市土木部のホームページからダウンロードすること。

イ 申請受付期限

令和6年1月19日 午後5時30分まで(土・日及び祝祭日を除く)

なお、申請書及び資料は直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

エ 受付場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

(4) 入札参加資格の確認の結果は次のとおり通知する。

ア 通知日時

令和6年1月23日

イ 通知方法

電子メール(参加資格確認結果通知先のアドレスへ送信)

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止等の措置を受ける場合がある。

オ 資格「有」の者には、電子メールにて結果通知として入札関係書類を送付する。

15 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和6年1月24日 正午まで

イ 提出場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

イ 提出方法

任意の様式による書面を直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められた場合には、次のとおり求めた者に対して書面で回答する。

ア 回答日時

令和6年1月25日

イ 回答場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

16 現場説明会について

(1) 現場説明会日時

令和6年1月19日 午後2時00分 から(1時間程度を予定)

(2) 現場説明会場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎3階 会議室

(3) その他

資料準備の都合上、現場説明会参加希望業者は事前に電話連絡をお願いします。

電話番号 06-6872-1651(総務交通室 総務グループ宛て)

仕様書等に関する質疑は現場説明会で受け付けます。

17 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和6年1月26日 午前10時00分(時間厳守)

(2) 入札場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎3階 会議室

18 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報等による入札は認めない。

(2) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意交渉を行うものとする。

19 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

## 20 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって業務委託料とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）を入札書に記載すること。

## 21 落札者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格を設定している場合は最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札者を決定する。

## 22 入札等の延期又は中止

本件の入札執行にあたり、特別な事情が発生した場合には、入札等を延期又は中止することがある。

## 23 落札決定の取消し

- (1) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
  - ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
  - イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けたとき、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
  - ウ 正当な理由がなく、本市工事請負契約等に係る発注要領第44条に定める期間内に契約を締結しないとき
- (2) 前号の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責任を負わない。

## 24 契約保証金

落札者は、次の各号に掲げる業務委託料の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる有価証券、金融機関の保証書その他の甲が確実と認める担保の提供
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との間に締結した甲を被保証者とする保証契約に係る保証証券の提出
- (4) 保険会社との間に締結した甲を被保険者とする履行保証保険契約に係る保険証券の提出
- (5) 保険会社との間に締結した甲を債権者とする工事履行保証委託契約に係る保証証券の提出

## 25 その他

入札参加者は、この要領のほか、「入札心得書」・「吹田市工事請負契約等に係る発注要領」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

26 問い合わせ先

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

電話(06)6872-1651(直通)